

# 経営形態に関する「所有」の考察視点

——経営形態論の体系を類型化する前提として——

高 岡 義 幸

## 目 次

1. 法律学的方法と経済学的方法
2. 経営学的方法における特徴
3. 「所有」のとらえ方の比較
  - ① 法律学的立場でとらえた所有
    - ①—1 民法上の所有
    - ①—2 会社法上の所有
  - ② 経済学的立場でとらえた所有
  - ③ 経営学的立場でとらえた所有

### 1. 法律学的方法と経済学的方法

従来の経営形態の研究を理念的に考察するとき、そこには法律学的方法から経済学的方法へ、さらに経営学的方法へという発展傾向があると考えられる。以下まず法律学的見地からとらえるものとしての法律学的方法と、経済学的見地からとらえるものとしての経済学的方法について述べよう。経営形態の研究も初期の段階においては、法律学的見地から、企業の諸特徴の法律関係を論ずるものであった<sup>(1)</sup>。この方法によってとらえられる企業の形態は、通常、企業の法律形態と呼ばれており、今日でも、経営法学や会社法の研究分野においてみることができる。

ところで、そもそも法律とは「強制力を伴うことによって、よく人の団体的な共同生活に統一と秩序を与えるもの<sup>(2)</sup>」という性格を有している。そ

して、法律学は「社会における人と人との紛争をいかに解決すべきか、という、実践を目的とするものとして発達してきた」<sup>(3)</sup>側面を持っている。したがって、法律学的立場から今日の様々な生活関係を法律を通して観察する時、それは、大づかみに言えば「権利又は義務の関係として」<sup>(4)</sup>とらえることができる。しかし、今日の生活関係のあらゆる局面を、すべて基本的に権利・義務関係によってとらえようとすれば、それはどうしても一面的で、形式的なものとならざるをえないだろう。したがって、経営形態の研究分野においても、法律学的立場からアプローチする方法は、どちらかと言えば比較的形を重視するものとなりがちである。そこで、この方法に替えて、企業の実際の経済上の特徴の違いを基準として経営形態を分類しようとする方法が生み出されていった。この新しい方法の優位性を主張した先駆者の一人がR.リーフマンに他ならない。<sup>(5)</sup>ここに新しく生み出された方法は更にいくつかの方法に分類することができるが、いずれも何らかの形で実際の経済上の特徴に第一義性を置いて企業を観察し、この視角から経営形態をとらえようとするものであるという理由で、先に挙げた法律形態論に対して経済形態論と呼ぶこともできよう。

このように考えてくると、経営形態論の体系も基本的には、法律学的立場に立つものと経済学的立場に立つものとに大別することができる。厳密に言えば、前者も国によってそれぞれ異なった側面を持っており、また、同一国内に限定した場合でも、どの法律のどの点に照らしてみるかによって差異が生ずる。しかし、ここでは法律学的方法は経済学的方法の特徴を明らかにするための対比として挙げるに止め、これからは主として後者についての検討を行う。ただ、法律、ことに会社法の定める企業の形式は、後に挙げる予定の具体例の中で各所に現われることからわかるように、経営形態を論ずるに際しては、たとえ経済学的立場に立った研究を行う場合でもこれを体系から完全に除くことは適当ではない。なぜならば、企業が現実に存在するためには法律の定める企業の形式のうちのいずれかに必ず従わなければならないからである。しかし、法律学的立場から構成された

体系においては、法律の定める企業の形式が法律関係の差異によって分類されているという意味で、これが法律形態と呼ばれうるものとなるのに対して、経済学的立場から構成された体系においては、それが、たとえ名称は同じでも、通例何らかの形で経済上の差異を表わした形態として位置づけられている場合が多いという点に注意する必要があるだろう。

- (1) Vgl. R. Liefmann・Die Unternehmungsformen, 2. Aufl., 1921, S. 47.  
山城 章・経営学原理, 白桃書房, 昭和56年, 95頁参照。
- (2) 末川 博・全訂民法(上), 千倉書房, 昭和49年, 2頁。
- (3) 富山康吉・現代資本主義と法の理論, 法律文化社, 1979年, 40頁。
- (4) 末川 博・前掲書, 26頁。
- (5) ドイツでは1910年頃から、また、わが国では昭和10年(1935年)頃から法律形態論に対する反省が起った(山城 章・前掲書, 95~96頁参照)。

## 2. 経営学的方法における特徴

資本主義社会において企業が発展する動機は、市場競争に勝つために自己自身を強化することだと言えよう。それは、社会的生産の発展としての生産の集積・集中を基礎として行われる。生産の集積・集中の過程は、資本面においては資本の集積・集中の過程である。そして資本の集積・集中の過程は、個々の企業においては自己の所有的側面の発展過程として現象するということもできよう。所有的側面の如何は、そこにおける人と人との利益の対抗関係がいかなるものであるかを、またその利益の対抗関係がいかなる社会経済的な意味を持つかを決定する<sup>(2)</sup>。したがって所有的側面の発展過程は通常何らかの意味でその企業の運営的側面の発展を伴うものと考えられる。ここに言う所有的側面とは「社会的個別資本の静的・抽象的・形式的に側面」であり<sup>(3)</sup>、運営的側面とは「社会的個別資本の動的・具体的・内容的側面」を意味している<sup>(4)</sup>。企業を機能的に分析すると、このように所有的側面と運営的側面とに識別することができ、これら両側面を統一的に把握するとき経営形態もよりよく理解することができよう<sup>(5)</sup>。

経営形態論の体系をいくつか検討してみると、所有的側面に重点を置いて

ていると思われるものや運営的側面に重点を置いていると思われるものを区分することができる。ところが、先に確認したとおり、企業は必ずこれら両側面を備えていて、運営的側面の発展は必ず所有的側面の発展を基礎として生じていると考えられる。言い換えれば、企業はすべて、最も基礎的な側面では何らかの形をとる所有の形態である。そしてこの所有を基礎として様々な関係、たとえば法律関係、経済関係、経営関係が形成される。したがって、企業の所有的側面の発展を統一的に考察することは経営形態論の体系を類型化するうえで一つの有効な方法ではないかと考える。そして、経営形態論の体系の基本的性格は、企業の所有的側面をどのような視角からとらえているかによって決定されるのではないかと考える。たしかに企業の所有的側面はそれが観察される研究分野によってそれぞれ異なるとらえ方がなされているように思われる。まず法律学的な立場でとらえられる場合と経済学的な立場でとらえられる場合とでは異なっている。前者の立場に立つ場合でも、民法に基づく所有のとらえ方と会社法に基づく所有のとらえ方とは異なっており、また後者の立場に立つ場合でも特に経営学的な立場からとらえられる場合には違いがみられる。そこで、経営形態論の体系を類型化する前提として、「所有」のとらえ方の比較検討を試みよう。

- (1) 富山康吉・現代資本主義と法の理論，法律文化社，1979年，5頁参照。
- (2) 富山康吉・前掲書，298頁参照。
- (3) 稲葉 襄・企業個別経済学，襄山経営研究会，昭和55年，1—58頁。
- (4) 稲葉 襄・前掲書，1—58頁。
- (5) 稲葉 襄・前掲書，2—2頁参照。

### 3. 「所有」のとらえ方の比較

#### ① 法律学的立場でとらえた所有

##### ①—1 民法上の所有

言うまでもなく、ここで比較する「所有」のとらえ方は法律学上や経済学

上の一般的方法を取り上げたものではない。以下の試みは従来の経営形態の把握にみられる「所有」の考察視点の相違を理念的に比較してみようとするものである。

所有の問題は、最も根源的には「所有権」にかかわる問題としてとらえることができよう。人間の生存は本来外界的自然に対する支配と結びついていて、これが「私のもの」というふうに諸主体者間の対立関係によって媒介されたとき所有権として現実化する<sup>(1)</sup>。もちろん、所有権も歴史的性格を担う社会的な所産に他ならず、それが最も今日的な意味で規定されているのは民法である。したがって、所有の問題はまず民法上の所有権にかかわる問題としてとらえることができよう。

わが国の民法第206条には「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス権利ヲ有ス」と定められている。すなわち、主体としての所有者があり、客体としての所有物があり、そして主体の客体に対する権能として使用、収益および処分が挙げられている<sup>(2)</sup>。もっとも、使用、収益、処分というのは物に対する支配<sup>(3)</sup>の現われる最も主要な方向を示しているにすぎず、所有権の内容をこれらに限定する意味ではない。むしろ、「これらの権能の湧出する源泉がすなわち全一体として所有権」と考えられるべきものである<sup>(4)</sup>。言い換えれば、民法上の使用、収益、処分は所有権の主要な内容の挙示にすぎず、本来、所有権は物をあらゆる方向において支配しうる統一的な権利として考えられなければならない<sup>(5)</sup>。

このように、わが国の現行民法における所有権は「一定の物を一般的・全面的に支配する権利<sup>(6)</sup>」と理解されている。したがって、民法上の所有とはこの意味での所有権を有している状態を指すことになり、その際、直接的には、所有の主体・客体の如何、それに主体の客体に対する権能の如何が問題とされる。そして、これらとの関係で所有がとらえられる。言い換えれば、民法上の所有権の視角から今日の所有の諸態様をとらえるとき、そこに民法上の所有の諸形態が得られる。

ところが、たとえば所有の主体の如何を例にとると、民法で区分しうる

のはそれが公的か私的か、自然人か法人か、あるいは単数が複数かなどである。そのため、会社法でならば分類されうる合名会社、合資会社、株式会社等の形態もわが国の民法ではすべて法人による個人的所有の形態ということになってしまう。したがって、民法に則った企業形態の分類も可能ではあるが、その実的な有効性は非常に限定されたものとならざるをえないであろう。

- (1) 川島武宜・所有権法の理論、岩波書店、昭和44年、14頁参照。
- (2) ここに言う「使用とは、目的物をもって自己の需要の満足に供することを言い、収益とは、目的物の果実その他の収益を取得することを言い、処分とは、物の破壊、消費の如き事実的処分、及び売却等のような法律的処分を言う」(勝本正晃・物権法、創文社、1959年、106頁)。
- (3) 所有者が物に対して有するとされる支配とは「所有者が何人に対してもその所有物についての干渉を排除して独占的な地位を主張しうることが社会的に認められているという趣旨」である(末川 博・占有と所有、法律文化社、1962年、175頁)。
- (4) 末川 博・前掲書、158頁参照。
- (5) 浅井清信・物権法論、法律文化社、1971年、97頁参照。
- (6) 我妻 栄・民法研究Ⅲ、物権、有斐閣、昭和44年、257頁。

### ①—2 会社法上の所有

会社法とは「会社の特有な構造と活動を規制する法規」の総称である<sup>(1)</sup>。その内の主要なものは商法第二編であり、この他に有限会社法、会社更生法等が含まれる<sup>(2)</sup>。会社法は企業活動や商取引またはその手段として使用する諸技術等の発達の実情に応じて特別に制定されたものであるため、法形式的には特別法とみなすことができる<sup>(3)</sup>。この会社法の立場に立ったとき、企業の所有的側面は会社法の諸条項に従って観察され、それらを規定するものとして位置づけられる。具体的には、まずどの法律が適用されているかということが問題となり、仮にそれが商法であるとするれば商法上のどの条項が適用されているかが問題になる。更に具体的には、たとえば設立手続・責任・資本調達方法・利益分配・存続・解散等々の観点から所有が問題とされる<sup>(4)</sup>。この方法によって区分される企業所有の諸形態が通常企業の

法律形態と呼ばれている。

以上のように、この方法では、あくまでも企業における法律関係の如何が企業を観察する基準とされるため、たとえば「経営」が取り上げられる場合でも、それは通例法律上の機関分化の問題として扱われ、機関分化を生ぜしめるものとしての所有が考察される。もっとも、会社法は先にもふれたとおり法形式上は特別法としての性格を有しているため、会社法上は私的所有ないしは所有権の概念内容についても民法上の所有権概念からはへだたりが生じてきている<sup>(5)</sup>。商法学者の主張するところによれば、所有は通例企業所有を意味していると考えられる<sup>(6)</sup>。この場合企業とは内容的には企業資本を意味しており、これは商法の立場では通例「出資の集積」によるものを指す<sup>(7)</sup>。したがって、商法上は所有とは出資者であることを意味していることになる。そして、個々の出資者が企業所有の主体として認識される<sup>(8)</sup>。しかし、この立場に立つ説も、基本的には法律論であるため企業の所有主体が実定法上は法人自身であるという側面を無視しえず、企業所有を出資者による間接的な所有としている<sup>(9)</sup>。

(1) 西原寛一・会社法，岩波書店，昭和44年，4頁参照。

(2) 西原寛一・前掲書，4～5頁参照。

(3) 宮島尚史・「株式会社における業務執行機関論(二)」，法律論叢，第31巻第5号，明治大学法律研究所，1958年2月，94頁参照。

(4) 稲葉 襄・中小工業経営形態論，森山書店，1975年，12頁参照。

(5) 宮島尚史・前掲論文，94頁参照。

(6) 宮島尚史・前掲論文，102頁参照。

(7) 宮島尚史・前掲論文，95頁参照。

(8) 株式会社を例にとれば、その出資者の有する権利が本質的に何であるかという点について対立した主張がある。それは社員権説と社員権否認論であり、前者をより細かく分類すれば、そこから株式持分説と言われるものを分離することもできる(松田二郎・株式会社法の理論，岩波書店，昭和40年，21～23頁参照)。

(i) 社員権説

これは株式の諸権利が社員権という一つの権利から流出するとする説である。すなわち、「株主の自益権も共益権ともに社員権という統一的基礎のう

えにとらえ、その私的な権利としての性質を肯定するものである」（富山康吉・「株式と資本所有の論理的構造」, 民商法雑誌, 創刊25周年記念特集号, 私法学論集<下>, 1959年, 726頁）。古くは、株式会社を組合ととらえ、株式を会社財産に対する株主の共有持分, したがって物権とみる説や, また, 株式を会社に対する株主の債権とみる説があったが, 社員権説はルノー (Renaud) が株式を社員権 (Mitgliedschaftsrecht) としてとらえ, これを物権でも債権でもない独特の財産権として唱えて以来のもので, 今日ではこれが有力である (大賀祥充・現代株式会社法, 成文堂, 昭和53年, 147~148頁参照)。なお, 現在わが国における多くの説は「社員権」という名称のかわりに「社員たる地位」または「株主たる地位」という表現を用いているが, これらも実質においては社員権説と多くは異ならない (松田二郎・前掲書, 22頁参照)。

#### (ii) 社員権否認論

この主張は株主の有する自益権と共益権との本質上の差異に着目する説である。すなわち, 「社員権」を解体して自益権と共益権とのそれぞれの本質を闡明しようとする説である (松田二郎・前掲書, 52頁参照)。この説には主要なものとして, (a) 田中耕太郎博士の「社員権否認論」ないし「共益権権限説」, (b) 松田二郎博士の「株式債権説」, (c) 八木 弘博士の「株式純債権説」がある (大賀祥充・前掲書, 148頁参照)。

#### (iii) 株式持分説

これは社員権説の発展とも言える説である (松田二郎・前掲書, 23頁参照)。たとえば, この類型に属するとされる大隅健一郎氏によれば, 「会社事業は法律的には法人たる会社の所有に属するが, 経済的には全体として株主に属する」。そして「株主の共益権はその所有権の支配権能の変形物として, 自益権の価値の実現を保障するために株主に与えられるものに他ならないから, それ自体株主自身の利益のために行使しうべき権利と解するのが……当然でなければならない」 (大隅健一郎・会社法の諸問題, 有信堂, 昭和31年, 93頁および95頁)。

以上が株式の本質に関して法律的立場から唱えられた説の概観である。今日では, これらのうち社員権説が通説となっており, この説は株式の実体を「企業所有権」としてとらえているものと言える (富山康吉・前掲論文, 712頁参照)。

- (9) 宮島尚史・前掲論文, 95~96頁参照。川島武宜氏によれば, 株式会社の資本は団体を媒介して二重の存在に分裂する。第一には, 一つの直接的な私的所有としての, 法人の個人的所有であり, 第二には, 団体構成員としての人的関係をとおした, 株主による間接的な所有である (川島武宜・所有権法の理論, 岩波書店, 昭和44年, 340頁参照)。



## ② 経済学的立場でとらえた所有

法律学的立場から企業の所有的側面を考察する場合、民法上の所有権の観点からは、最も根源的な内容ではありながら極めて限定された分類結果しか得られず、会社法の観点に立つに至ってようやく、ある程度の具体性をもった分類が得られることがわかった。しかし、いずれにしても、法律学的立場からとらえる方法においては、あくまでも法律上の適用規定が第一に問題とされ、所有もこの視点からとらえられるため、この方法はどうしても形式論的な性格を持ってこざるを得ない。これに対して、経済学的な立場からとらえる方法は、概して機能論的な性格を有していると言うことができよう。なぜなら、経済学は元来経済価値の体现であるところの財、または富を獲得しようとする人間の社会的経済行為に関するものであり、この観点からアプローチすることは企業の実質的な内容としての諸機能に着目することを意味するからである。企業の法律上の形式は、個々の側面で、もともと差異のある一定範囲の企業に対しても同一のものが適用される。そのため、法律上同一の形式を持つ企業が、経済過程においても同一の現象を呈するとは限らない。このような理由で、経済学的な立場からとらえる方法は、法律学的な立場からとらえる方法と比較して、より具体性を持っており、機能論的な性格を有することになる。

問題を個別的に考察してみると、まず、企業の所有者に関しては経済学的方法においても出資者が所有者とみなされている。したがって、この点に限ってみれば経済学的方法も会社法の立場に立つ説と共通していると言うことができる。しかし、会社法上はあくまでも実定法上の規定との結びつきが無視しえないため、先に見たとおり、出資者であることは法人という団体を通じた間接的な所有と考えられている。これに対して経済学的立場に立てば、第一に重視すべきものは形式ではなくて実質である。したがって、もはや法人という団体を通じた迂回的なとらえ方ではなく、出資者であることこそが所有者たるべき必要にして十分な条件とされていると言えよう。この根底には、出資者は原則として企業経営に実質的に関与しう

る地位にあるという認識があると考えられる。言い換えると、出資者がすなわち所有者であり、運営は所有に包摂されているということが前提となっていると考えられる。したがって、次に挙げる経営学的立場に立った認識とは違い、ここでは所有者は原則として **owner-manager** としての企業家であることが基調となっていると言えよう。もちろん、出資者にも、企業経営にかかわる者と、事実上かかわりを持たない者との違いがあることも認識されてはいる。しかし、体系構成上にみられる特徴としては、運営が所有から相対的に独立しつつある状況には、経営学的方法と違ってまだ第一義的重要性は与えられていないと言ってよいだろう。このように経済学的方法においては実質的な内容がより重視され、しかも所有が運営を包摂しているという特徴が、まず、所有者の概念においてみられる。

企業の個々の所有者の概念に見られるこのような特徴は、当然、企業全体の所有的側面の考察においても現われてくる。すなわち、実質的な経済上の内容の違いという観点から企業の所有がとらえられる。そのため、たとえば、株式会社形態はその独占形成を可能ならしめる機能の面からも考察される。この考察は企業結合形態への言及を必然的なものとし、これが体系上にも現われてくる。そして企業結合形態にみられる所有的側面の発展も、ここでは主として独占形成上の機能や、あるいは独占体としての経済上の機能との関連で、これらの機能を包摂したものとして考察される。

なお、一口に企業の実質的な経済上の特徴と言っても、その内容は一面的ではない。社会的個別資本運動を機能的に分析したとき、それが所有的側面と運営的側面とに大別できることは先に確認した。これらのうちの所有的側面を資本運動の必然的傾向としての資本規模拡大化およびそれに伴う支配領域の拡大化という視角から分析すれば、それは基本的には資本構造の発展としてとらえることができよう。他方運営的側面をその運営機能遂行活動の内容によって分析すると労働指向的要素と管理指向的要素とに区分することができる。したがって前者の視角から企業をとらえれば、いわば生産労働の形態とも言うべきものを得ることができ、後者の視角から

アプローチすれば企業経営者職能の展開形態によって分類することができる。いずれにしても、これらの視角からの企業の分析は次に述べる経営学的方法と共通した認識に立つものと考えられ、論理的には、いわば経営学的方法へと発展する原型とみなすこともできよう。

- (1) 稲葉 襄・経営学総論，襄山経営研究会，昭和55年，序-1-27頁参照。

### ③ 経営学的立場でとらえた所有

経済学的立場に立つ方法においては出資者が所有者であり、しかも所有者がそのまま運営者とみなされ、owner-manager としての企業家概念が基調をなしていることを見てきた。すなわち、そこでは所有は運営を包摂する関係にあると考えられている。ところが、経営学的方法においては所有に対する運営の相対的地位が向上し、後者が前者に対して相対的に独立した関係にあるという認識が基本的な前提とされていると言えよう。

この方法は歴史的論理的には、独占生成期以降の株式会社の発展と企業規模の巨大化、そしてそれに伴う専門管理者層の出現を契機として展開されてきた企業の運営面の発展・複雑化・重要性の増大を背景にしている<sup>(1)</sup>と考えられる。そして、これは経営学が経済学から相対的に独立した地位を獲得することと軌を一にしていると言ってよいだろう。

運営を相対的に高く評価する方法においては、運営が所有に対して相対的に独立した状態における所有が問題にされる。この立場に立つ説が通例論理のよりどころとしている、いわゆる「所有と経営の分離」はこのような状態の現象形態の一つとみなすことができよう<sup>(2)</sup>。経済学的方法において基調となっていた企業家概念に替って「専門経営者」という概念が登場してくるのも、このような背景に基づいていると言えよう。

経営学的立場に立つ方法においても出資者が所有者であることには変わりはないが、しかし運営が所有から相対的に独立しているということは所有がもはや必ずしも運営を全面的に包摂しえているとは言いきれないことを意味する。したがって、ここでは所有とは出資者でありながら事実上運

営への関与を極めて制限された状態を指していると言えよう。そのため所有は運営の単なる一規定要因としての機能を担うにすぎなくなっている。

以上のような認識を前提とするこの方法においては、企業における法律関係や所有主体の公私はもはや第一義性を失っており、逆に運営の側面の、特にその管理的側面の態様が最も重視される。また経営を生産単位とする立場から生産労働の形式による分類が行われる場合もある。そして、いずれにしても所有は運営の一規定要因として観察されるにすぎない。

(1) 稲葉 襄・経営学総論，襄山経営研究会，昭和55年，1—2頁参照。

(2) 「所有と経営の分離」と表現される事態には概ね次の二つのものがあるように思われる。一つは、株主とは別に業務執行機関があるという機関構成についてであり、他の一つは、一般株主の議決権が有名無実になっているという現象についてである（富山康吉・「株式と資本所有の論理的構造」，民商法雑誌，創刊25周年記念特集号，私法学論集（下），1959年，717頁参照）。これらは着眼点が形式にあるか現実にあるかという点で違っているのみならず、「経営」をどの段階で認識するかにおいても異なっていると言えよう。

(i) 株主と業務執行機関

株式会社の株主には直接的な業務執行権は無い（大賀祥充・現代株式会社法，成文堂，昭和53年，58頁参照）。業務執行機能は取締役という別個の機関に外化されており，株主といえども取締役として選任されてはじめて業務執行権を持つことになる。このような機関の分化を指して「所有と経営の分離」と言われることがある。この種の主張は通例会社法論の立場から行われるようである。

(ii) 議決権の有名無実化

通例社団においてそうであるように，株式会社においても株主総会の決議は持株数に応じた多数決でなされる。その結果，わずかの株式しか持たない小株主の議決権は有名無実のものとなってしまう。これが「所有と経営の分離」と称される第二の事態である。この主張では「経営」の内容が先に挙げた主張に見られたような業務執行の段階に止まらず，株主総会の議決権にまで拡大されている。経営学的な立場で論じられる主張は主としてこのタイプであると言えよう。

以上で経営形態の研究にみられる「所有」に対する，法律学（民法と会社法），経済学，経営学の各分野ごとのとらえ方の比較を試みた。われわ

これは経営形態を最も基礎的には所有によってとらえ、この「所有」に対するアプローチの視角の違いこそ、経営形態論の体系の最も根本的な違いとなって現われると考える。以上の考察に基づいた実際の類型化および各種の具体例の検討は次稿にゆずる。

（本論文の作成にあたって、私の恩師である神戸大学名誉教授・本学教授で経営学博士の稲葉 襄先生から一方ならぬご指導をいただいたことに対し心から感謝申し上げたい。）